［略］

別表第一

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	うち第一種公衆電話機台数削減費用	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(一)	うち第一種公衆電話機台数削減費用	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(二)	うち第一種公衆電話機台数削減費用	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用

［略］

第四条　新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

2　新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［同上］

別表第一

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(一)		

設備管理部門の基礎的電気通信役務原価(二)		

［同上］

第四条　新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第三項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）附則第三条第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

2　新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［表同上］